**令和２年度大阪府地域福祉推進審議会第１回地域福祉支援計画推進分科会**

**議事概要**

◆ 日時：令和３年３月17日（水）　午後３時から午後５時まで

◆ 場所：國民會館　武藤記念ホール　中ホール

◆ 議題：（１）「第４期地域福祉支援計画の取組状況」について（令和元年度）

（２）「中間見直しに向けて」

（３）その他

＜議題１＞※資料1について、事務局より説明

（分科会長）

* 基礎的なことですが、２頁のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）の配置人数の令和５年度の目標（178名）は、政令市・中核市を除いた数値か。

➡（事務局）政令市・中核市を除く数字となっている。本府では、政令市・中核市を除く各市町村において、地域福祉計画及び高齢者福祉計画に資するような事業を対象に、地域福祉・高齢者福祉交付金を交付している。CSWの配置については、本交付金を活用して各市町村で配置している。そのため、私ども把握しやすい、あるいは私が直接関与しているというところで、政令市・中核市を除く市町村の数値を目標としている。

（委員）

* 5頁の成年後見制度の利用促進の目標指標として、成年後見制度担い手確保ということで、市民後見人の受任状況等について教えて欲しい。

　　➡（事務局）市民後見人の養成事業は、平成23年度から実施しており、令和２年度８月現在で、バンク登録者数は213名、現活動数は39名となっている。

（委員）

* 市民後見人は、本当に難しいケースを受任することは難しいと思うが、受任促進をお願いしたい。

（分科会長）

* 市民後見人の養成はしていく必要があるが、この方たちの活躍の場等についても考えていく必要がある。

　また、日常生活自立支援事業については、利用者・待機者の増加に対応できるよう、好事例等の情報提供を行い、成年後見制度への円滑な利用促進を図るということは大切だと思うが、もちろん、適切な方は、成年後見制度への利用促進をすべきであるが、（利用者・待機者が多いという理由で）日常生活自立支援事業で支援できないから、成年後見制度に移行するというのはよろしくないと思う。

➡（事務局）日常生活自立支援事業の利用者の中には、状況が変化し、後見制度の利用が望ましいという方がいると考えており、そういった方々を市民後見人につなげていきたいと考えている。そのため、現在、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）に委託して、事例調査を実施している。

（委員）

* 今回は、令和元年度の取組及び今後の方向性ということで、取りまとめの時期もあると思うが、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に係る記載があまり出ていないことが気になった。ボランティア活動を推進している現場でも、令和２年の4月から6月は、事業の中断や状況の変化があり、柔軟に対応してきた。この報告書は令和元年度のものなので仕方ないが、コロナに係る地域福祉分野の対応状況等について、少し聞かせていただきたい。

➡（事務局）令和元年度の取組の報告であるため、コロナの視点については、対応できていないところがある。議題２の「中間見直しに向けて」では、コロナ関係の項目を挙げている。

（委員）

* 社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業や自立相談支援機関、CSWの配置など、本日説明いただいた多くの事業を実施している。日常生活自立支援事業については、契約時から本人の状況等に変化があり、意思表示がほとんどできなくなり、本来ならば、後見相当だと思うが、市町村長申し立てが進んでいない状況がある。そのほかの事業でも課題が多く、是非、現場（社会福祉協議会）の意見を聞いてもらえるとありがたい。

（委員）

* 介護人材の確保について、令和元年度は、説明会や就職フェアへの参加ということだが、令和２年度に、何か新たな取組をしているのであれば教えてほしい。また、令和元年度の実績でフェアの参加数などを報告いただいているが、どの程度、人材が定着したのかという成果についても教えてほしい。

➡（事務局）改めて確認する。

（委員）

* 地域福祉計画に係る進捗の検証をしているが、コロナの影響が続いており、柔軟に方法を変えることにより、何とか対応できていることと、難しいことがある。地域でご高齢の方が膝を突き合わせて、例えば、お茶を飲みながら、歌を歌いながら、顔の見える関係づくりをするといったことがストップしており、地域からも心配の声をいただいているところ。
* 地域福祉計画は、様々な分野が関わってくるため、各担当課の進捗も膨大でわかりにくくなるという課題がある。コロナに係る取組としては、電話やオンライン会議などの活用をしてきたが、どうしても、対面で丁寧な対応が必要な方もいる。直接、本人とはコンタクト取れなくても、支援者等とコンタクトを取るところである程度状況を把握していくことが可能な場合もあるが、なかなか厳しくなっている状況がある。そこをこれからどうしていったら良いのかは非常に大きな課題である。

（委員）

* 消費者被害の未然防止について、実際活動するなかで、高齢者の方で心配な方がいて、消費生活センターに相談に行ったが、被害者が出て、相談に来るまで動けないと言われた。こういったことは、被害にあわないような仕組みづくりも大切だと感じている。

＜議題２＞※資料２について、事務局より説明

（委員）

* 中間見直しの規模と程度を考えると、５年を１期とする計画なので、令和３年度に見直しをすることは当然と思うが、そのためには、初年度と2年度の実績が出てからでないと何とも言えないところがある。計画策定から中間見直しまでの間にどういう状況の変化があったのかということを考える必要がある。
* 一つめは、全般的な社会状況の変化、２つめは、重層的支援体制整備事業や就職氷河期世代の支援のような国の政策動向、３つめは、地域における公益的な取組に係る法人後見活動のような府が主体となる施策、４つめは、地域福祉を取り巻く主な動向等と考える。そういうところでいうと、今回提案されているものは、見直しの視点として非常に妥当なものだと考える。
* あえて言うなら、地域福祉支援計画は市町村を支援する計画であるため、府の計画に対する市町村からの意見などを反映することも一つの視点であると思う。

（委員）

* 民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっており、取組を進めているが、やはり、社会的孤立の防止が非常に重要になってくると考えている。

（委員）

* コロナにより、やめざるを得なかったことがどのように否定的な影響を及ぼしたかについて分析する必要がある。学生たちは、この1年間、大学に行くこともままならない状況であり、非常に困難を抱えていた。そういうネガティブなことをきちんと議論することが大事だと考えている。一方、コロナで生まれた新たな生活様式について、今後どの時期になるのかわからないが、（分野ごとや市町村のみでは難しいため）地域福祉分野における広域の対応について議論が必要であると思う。

（委員）

* 社会福祉協議会が多くの事業に関わっており、課題も感じているので、是非、良い方向に見直しができたらいいと思う。

また、どの項目についても、様々な関係課が関わるため、行政と社会福祉協議会がうまく連携・協働していける仕組みづくりも重要であると思う。社会福祉協議会は、行政にできないような制度のはざまに入って支援を行ってきたので、更なる連携・協働ができたらよいと考えている。

（委員）

* 重層的支援体制整備事業について、具体的な目標数値（実施市町村数）をどうするか計画に盛りこむ必要がある。また、就職氷河期次世代の支援や地域における広域的な取り組みとしての法人後見等についても、目標数値の設定とともに、取組が進まない理由についてもしっかり分析していく必要がある。それを踏まえて、市町村に対する個別のサポートという視点も盛り込んでいただきたい。

（委員）

* コロナ禍により顕在化してきた課題に対応するものとして、これまでの既存の相談支援等の制度では対応しきれない地域住民が抱える社会的孤立などの課題について、令和３年度からスタートする福祉基金を活用した地域のネットワークを生かした支援だけではカバーしきれないのではないかと思っている。
* 各相談支援におけるポストコロナに向けた対応について、地域福祉支援計画のなかで、踏み込んでいく必要があると思う。計画期間が残り３年間なので、2年間に対応しきれるのかという不安や疑問もあるが、意見として申し上げる。

（委員）

* 中間見直しに向けた４つの項目については、非常によくわかった。
* 重層的支援体制整備事業については、一体的に実施する事業が多く、書類の作成も大変そうなイメージもあるので、事業の実施により成果がでるよう、市町村に対する丁寧な説明や支援が求められていると感じている。
* ひきこもり等の方への支援ということで、プラットフォームの話が出ており、正規雇用が目標というところがあると思うが、コロナの影響もあり、正規雇用の方でも厳しい状況になっている。まずは、検証をしっかり行い、計画の見直しを進めていく必要がある。絵に描いた餅にならないようお願いしたい。
* 社会福祉法人による法人後見を地域における公益的な取組として行うのはいいと思うが、そもそも、福祉・介護人材は不足しているところなので、法人後見に係る人材確保ができるのかというところは気になるところ。
* コロナ禍における見守り等の取組については、令和3年度からは、福祉基金を活用していくということであるが、人件費をきちんとつけていかないと団体はしんどいと思う。
* 全体を通しては、市町村が地域実情に応じて取組を進めることになると思うが、府としても、事例の提供や支援方針などを提案することで、市町村も進めやすくなると考える。そのあたりも中間見直しに向けて盛り込んでいかないといけないと感じている。

（委員）

* 医療の分野においても、地域共生社会の実現という動きは出てきているが、どこから手をつけたらいいのかわからないというところもある。介護分野の地域包括ケアシステムから地域共生社会の実現というところでいうと、福祉と医療の連携について、災害時を想定して平時からつながっていく必要がある。有事を想定して平時から様々な関係性を構築していくことが、非常に重要であると考えている。

互いの取組の理解や、地域の防災訓練への参加なども必要だと思う。これは民間だけではなく、行政の医療と福祉の連携が同じことが言える。

* 有事の際には、平時では見えなかったことが顕在化することがある。有事に生じるかもしれない困りごとも想定しながら、地域づくりを進めていくということも大切なのではないかと考えている。

（委員）

* 一つめの重層的支援体制整備事業については、社会福祉協議会として、連携・協働していくものと考えている。また、府社協から市町村社協の皆様に、当該市町村における地域貢献委員会の設立をお願いしてきており、現在約36ヶ所設立されている。重層的支援体制整備事業においても、このような組織が活躍できたらという思いがあるが、任意事業と聞いているので、まずは、市町村に手を挙げてもらえるよう、大阪府に支援をお願いしたい。
* 二つ目の就職氷河期世代への支援については、１年や２年でそう簡単に成果がでるものではなく難しいところがあるが、頑張っていきたいと考えている。
* 三つ目の法人後見については、令和３年度に向けて、広域的な取組としてやっていくということで、経営者部会などを活用し、まずは理事長に対して、事業への参画の依頼や研修等の実施をお願いしていきたいと考えている。
* 四つ目のウィズコロナ、ポストコロナにおける見守り等の取組については、先行事例が出るよう協力していきたいと考えています。

（委員）

* 中間見直しの視点については、提示いただいた４つが中心になると考えている。コロナ関係の取組についても触れているので良いと思う。また、取組の推進にあたっては、これまで先駆的な取組や制度の狭間となる事業を地域に密着して進めてきていただいた社会福祉協議会と、両輪となり手を携えて進めていかなければいけないと考えている。
* 包括的な相談支援体制といっても、福祉の各分野において、やり方に違いがあり、それぞれの相談機関を、今後、どのように活用していくのか、相談が重層的になっているなかで、どのように仕組みを構築していくのかが非常に難しいと感じている。まずは、庁内の話し合いからということで、今年度、非常に多岐にわたるが関係課を集めて、各相談分野における困りごとの洗い出しと共有から始めており、まずは課題の検証をしていくことになる。その後、地域の資源の把握を進めていくことになると考えている。
* コロナの影響で、住居確保給付金については、通常なら1年間で受ける相談件数の約10倍の相談を１月で受けたという状況があり、ケースワーカー経験のある職員に臨時的に協力してもらったところ。そのうち、相談に来られる方の傾向として、本人に自立する力があり、住宅にかかる費用の扶助をすれば、就職する力があることが多く、あくまで経済的な問題である事が多く、こういったコロナ禍により生じたケースに対応していくことも考える必要があると感じている。

（分科会長）

* 本日は、中間見直しに向けて、皆さんのご意見と問題意識の共有ができたと思う。
* 中間見直しといっても、初年度と２年度の実績を踏まえて、検討していきたいと考える。例えば、重層的支援体制整備事業の目標・指標の設定や、その前提となる生活支援体制整備事業等の動きも見えてくる必要があるなと感じている。社会福祉法では包括的支援体制整備は自治体の努力義務であるが、重層的支援体制整備事業は任意事業となっているが、府の考え方を示す必要があると思う。
* 地域福祉支援計画の実態は、「連携」である。具体的には、縦割りをなくしていく自治体の政策のプログラムとして、何をここの中に具体に入れていくのかというのが、地域福祉計画の設計となる。縦割りを外して、横繋ぎに行政がなるのは、行政にとって難しいことと思う。財源もそこまで導入されるわけじゃないので、市町村格差が生じるのではないかという心配がある。各市町の多様性は促進しつつ格差が生じないよう、検討をしていかないといけないと考えている。
* 就職氷河期世代への支援については、すごくいい取組だと思うが、プラットフォームを構築するということで、成年後見制度や重層的支援体制整備事業においても、ネットワークの構築が求められており、全部重なっていくことになる。これらを自治体でどう設計していくかということが重要になる。生活困窮者への就労支援というのは、居場所からスタートする方も多いので、氷河期世代のゴールをどこに置くのかということについて、少し慎重に検討をした方がいいのではないかと思っている。
* また、コロナを災害と捉えた場合に、今後、南海トラフ地震のことを考えると、福祉避難所の確保や、平時からの医療と福祉の連携が重要になってくる。これは、非常に深刻な課題として、進捗状況の確認等を進めていく必要がある。
* 地域の担い手については、70歳前後の非常にふるさと意識を持ったコミュニティを大切にしてきた方々が民生委員等になって様々な活動で熱心に関わっていただいている。一方、就職氷河期世代の方々、いわゆるスマホ世代のコミュニティに対する意識であるとか、繋がり方は全然違っており、ボランティア活動も違ってきている。ここをどのように認識して、現在頑張っていただいている方々の伝統も引き継ぎながら、次の世代に繋いでいけるかとかいう地域づくりを考えていかないといけない。
* 最後に、地域福祉支援計画に社会福祉協議会の住民組織としての位置付けをはっきりしていく必要があると考えている。社会福祉協議会は、行政が制度化する前の先駆的な取組や制度の狭間を埋める活動をしており、運営面でも大変苦労されている。今後、社会福祉協議会をどのように支援していくのかも大きな課題と捉えている。併せて、NPO等の市民活動に対する支援についても、今後、皆さんと一緒に考えていきたいと思う。

＜議題３＞※資料３について、事務局より説明

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上